

## 滋賀県医師養成奨学金制度の概要

### 1. 奨学金貸与の対象者

将来、滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院（一部診療所を含む。以下同じ。）で診療業務に従事する意思を有し、一般の入学者とは別の選抜枠により滋賀医科大学医学部医学科に入学する学生

### 2. 奨学金の額等

- (1) 年額180万円を毎年度一括貸与します。
- (2) 大学卒業するまでの6年間、毎年度貸与します。ただし、休学、留学、復学または留年した場合であっても、同一人に貸与する奨学金の総額は1,080万円です（貸与回数6回）。

### 3. 貸与契約の解除

大学在学中、下記のいずれかに該当した場合に契約を解除します。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 大学から停学の処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 在学中に留年を3回したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

### 4. 奨学金の返還免除

- (1) 大学卒業後、次のア～ウのいずれの条件も満たした場合に、滋賀県議会の議決を経て、貸与した奨学金の返還を全額免除します。

- ア 大学卒業後9年間（以下「義務年限」という。）滋賀県内の病院に在籍し、臨床研修および診療業務（専門研修を含む。以下同じ。）に従事すること。
- イ 義務年限中、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定める滋賀県医師キャリア形成プログラム（4ページ参照）に参加すること。
- ウ 義務年限中、6年目以降は滋賀県知事が指定する県内の病院（3ページの一覧表参照）において診療業務に従事すること。

- (2) 次のア～キに該当する期間は、義務年限に算入しません。

- ア 大学卒業後、医師国家試験に合格するまでの期間
- イ 大学院（医学を履修する課程に限る）に在籍している期間（県内病院で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合を除く。）
- ウ 国内または海外の病院または研究所等で医療に関する研修（臨床研修を除く）を受けている期間
- エ 医療に関する研究等のため海外へ留学している期間
- オ 県内の病院以外の医療機関で診療業務に従事している期間（臨床研修を除く）

く。)

カ 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇または育児休暇等の取得期間  
キ 疾病、負傷その他の事由により診療業務に従事していない期間。

- (3) (2)の義務年限に算入しない期間があった場合は、当該期間分義務年限が延長されます。
- (4) 診療業務上の理由による死亡その他やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難となったと認めるときは、滋賀県議会の議決を経て、貸与した奨学金の返還を全額または一部免除します。

## 5. 奨学金の返還

次の(1)～(7)のいずれかに該当したときは、貸与された奨学金を、年利10%の利息とともに、該当した翌月から6カ月以内に一括で返還していただきます。

- (1) 「3. 貸与契約の解除」に掲げた事由により、貸与契約が解除されたとき。
- (2) 大学卒業後2年以内に医師国家試験を受験しなかったとき、または合格しなかったとき。
- (3) 医師免許取得後、直ちに県内の病院で臨床研修を受けなかったとき、または臨床研修を修了しなかったとき。
- (4) 臨床研修修了後、県内の病院において、診療業務に従事しなかったとき、または診療業務に従事しなくなったとき。
- (5) 「4. 奨学金の返還免除」(1)ウに規定する6年目以降において、滋賀県知事が指定する県内の病院で診療業務に従事しなかったとき、または従事しなくなったとき。
- (6) 診療業務外の理由により死亡したとき。
- (7) 「4. 奨学金の返還免除」(2)ウ～カに該当する期間を通算した期間(以下「通算期間」という。)が4年を超えたとき。ただし、(2)イに該当する期間がある場合は、4年を上限として当該期間を通算期間に加算することができる。

## 6. その他

- (1) 奨学金の返還義務が生じた後、引き続き大学または大学院で医学を履修する課程に在籍しているときその他やむを得ない理由があるときは、当該期間は返還が猶予されます。
- (2) 本奨学金は、滋賀県医師養成奨学金貸与要綱および同細則に基づき貸与します。
- (3) 本奨学金の業務従事義務を履行せずに離脱(返還)した場合、専門医の認定を行わない運用を一般社団法人日本専門医機構が令和3年度より開始しておりますので注意してください。

○滋賀県医師養成奨学金貸与要綱第5条第1項第1号に規定する知事の指定病院等一覧

医療機関名	所在市町	所在地による分類	公的医療機関	医療法第31条に規定する	独立行政法人国立病院機構が開	国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院	医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令随第3条第1号に規定する基幹型随第	産科周産期母子医療センター、産科周産期協力医療センター、	総合産科周産期母子医療センター、	小児救急医療支援事業	精神科救急医療輪番病院	輪番制参画病院	二次救急医療病院群	災害拠点病院	重症障害児施設として指定されている病院	おたけ総合診療専門プログラムにおける基幹施設・連携施設
市立大津市民病院	大津市	A	○				○		○			○	○			
大津赤十字病院	大津市	A	○				○		○	○		○	○			○
大津赤十字志賀病院	大津市	A	○													
滋賀医科大学医学部附属病院	大津市	A				○			○			○	○			○
滋賀里病院	大津市	A									○					
(独)地域医療機能推進機構滋賀病院	大津市	A										○				○
瀬田川病院	大津市	A									○					
琵琶湖病院	大津市	A									○					
琵琶湖大橋病院	大津市	A										○				
近江草津徳洲会病院	草津市	A								○						
草津総合病院	草津市	A					○					○	○			
滋賀県立精神医療センター	草津市	A	○								○					
びわこ学園医療福祉センター草津	草津市	A														○
滋賀県立小児保健医療センター	守山市	A	○													
滋賀県立総合病院	守山市	A	○				○									
済生会守山市民病院	守山市	A	○						○			○				
済生会滋賀東病院	栗東市	A	○				○	○	○	○	○	○	○			
湖南病院	野洲市	A									○					
びわこ学園医療福祉センター野洲	野洲市	A														○
市立野洲病院	野洲市	A	○									○				
甲賀市立信業中央病院	甲賀市	B	○													○
公立甲賀病院	甲賀市	B	○				○		○	○	○	○	○			
(独)国立病院機構 紫香楽病院	甲賀市	B		○												
水口病院	甲賀市	B									○					
ヴォーリス記念病院	近江八幡市	B														○
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市	B	○				○	○	○	○	○	○	○			○
滋賀八幡病院	近江八幡市	B									○					
(独)国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市	B		○			○	○	○	○	○	○	○			○
湖東記念病院	東近江市	B														
東近江敬愛病院	東近江市	B										○				
東近江市立能登川病院	東近江市	B	○									○				
日野記念病院	日野町	B								○	○	○	○			
彦根市立病院	彦根市	B	○				○	○	○	○	○	○	○			
彦根中央病院	彦根市	B										○				
友仁山崎病院	彦根市	B										○				
豊郷病院	豊郷町	B									○	○				
市立長浜病院	長浜市	B	○				○	○	○	○	○	○	○			○
セフィロト病院	長浜市	B									○					
長浜赤十字病院	長浜市	B	○				○	○	○	○	○	○	○			○
長浜市立湖北病院	長浜市	B	○									○				○
高島市民病院	高島市	B	○				○	○	○	○	○	○	○			○

※総合診療の専門研修を受講する者のみ、下記の診療所も指定可能とします。

大津ファミリークリニック	大津市	A														○
医療生協こうせい駅前診療所	湖南市	B														○
弓削メディカルクリニック	竜王町	B														○
地域包括ケアセンターいびき	米原市	B	○													○
米原市地域包括医療福祉センター	米原市	B	○													○
浅井東診療所	長浜市	B	○													○
中之郷診療所	長浜市	B	○													○
高島市民病院朽木診療所	高島市	B	○													○



## 滋賀県医師キャリア形成プログラムについて

### 1. 目的

- (1) 滋賀県医師養成奨学金および滋賀県医学生修学資金（以下、「修学資金等」という。）の貸与を受けている医師等を医師不足地域の医療機関へ派遣し、県内の医師偏在解消を図る。
- (2) 上記医師のキャリア形成を支援し、滋賀県の地域医療を支える人材を育成する。

### 2. プログラム参加対象者

- (1) 滋賀県医師養成奨学金の貸与を受けている方
- (2) 滋賀県医学生修学資金の貸与を受けている方
- (3) その他プログラムへの参加を希望する方

### 3. プログラム対象診療科

内科、小児科、皮膚科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、麻酔科、病理、救急科、リハビリテーション科、総合診療

（一社）日本専門医機構が定めた19の基本診療科のうち、滋賀県内に基幹施設のある17の基本診療科）

### 4. プログラムの対象となる期間

修学資金等の就業義務年限と同じであり、期間中、県が定めた県内の医師不足地域で一定期間就業する必要あり。（※指定病院一覧のB群医療機関で4年間以上）

### 5. プログラムの策定方針

- (1) 各診療科の基本プログラムの滋賀県医師キャリアサポートセンター（以下「センター」という。）で作成し、滋賀県地域医療対策協議会で決定する。
- (2) プログラム参加対象者は、6年生進級時にプログラムへの参加の同意、臨床研修2年目に診療科の選択を行う。
- (3) プログラム参加対象者が選択した診療科において、センターは県内医療機関での勤務とキャリア形成が両立できるよう、(1)で決定した基本プログラムを基に、プログラム参加者ごとに個別プログラムを作成する。
- (4) 個別プログラムの作成にあたっては、センターはプログラム参加対象者と面談を実施し、プログラム参加対象者の希望を確認した上で作成する。
- (5) 作成された個別プログラムは、滋賀県地域医療対策協議会の承認を得てから開始する。
- (6) プログラム開始後も、センターは随時面談を実施してプログラム参加対象者の希望を確認し、その都度修正を行う。

【奨学金に関する問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療人材確保係

TEL 077-528-3613 FAX 077-528-4859

e-mail ef00070@pref.shiga.lg.jp (イ・I7・ゼ・0・ゼ・0・ゼ・0・ナ・ゼ・0)